

第 3 章 今後5年間で進める施策

1 重点施策 ☆

【1】障害者の生活状況に応じたケアマネジメント体制を強化

障害福祉サービスを利用する障害者全員に生活状況に応じた適切な「サービス等利用計画」を作成できるよう、現在 18 か所ある民間の「計画相談支援」事業所を 9 か所増やして 27 か所にし、区立 5 か所と合わせて計 32 か所で相談支援を行えるようにします。

また、医療や障害福祉サービスを利用していない精神障害者に対して、訪問支援（アウトリーチ）事業の充実を図ります。

① 障害者地域生活支援センターの取組

- 民間の「計画相談支援」事業所への指導・助言、相談事例集の作成等を行い、相談支援のスキルアップを図ります。
- 専門性を必要とする困難事例の相談に対応します。
- 新規開設に向けた事業者相談に対応します。

② 訪問支援（アウトリーチ）事業の充実

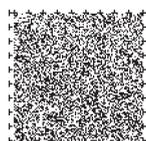
- 保健相談所に「地域精神保健相談員」（精神保健福祉士）を配置し、医療や障害福祉サービスを受けていない精神障害者に対して、医師・保健師等とともに訪問支援（アウトリーチ）を実施し、精神障害者の地域生活継続を支援します。

【2】重症心身障害児（者）の家族支援事業を新設

訪問看護ステーション等の看護師が、医療的ケアを要する重症心身障害児（者）の自宅に出向き、家族が行っている医療的ケア等を一定時間代替し、家族の介護負担の軽減を図ります。

重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業

- 重症心身障害児（者）を支える家族の介護負担の軽減を図る事業です。
- 医療的ケア（痰の吸引や経管栄養など）を看護師が家族に替って行うほか、身体的な介助を行うことで、訪問時間帯に家族が休養することができます。
- 対象の重症心身障害児（者）とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複し、かつ、18 歳未満でその状態になった方です。



【3】地域で暮らし続けられる住まいの確保

- ① 重度障害者に対応したグループホームを5か年で10室程度整備します。
 - 重度障害者対応のグループホームは、利用者の状況からバリアフリー設備が必要です。このため、公有地活用や整備費の加算等により整備を進めます。
- ② 中軽度の障害者に対応したグループホームを5か年で150室整備します。
 - 民間事業者に対して区が独自に整備費の一部補助を行うことで、グループホームの整備を行います。

【4】障害者の就労を推進

- ① 福祉施設等からの障害者就労者数を、5年後には年200人程度が就労できるよう取り組みます。このため、民間の「就労移行支援」事業所等と連携し、職場体験から雇用へつなぎ、就労後の職場定着を支援します。
 - 就労支援の体制を強化し、一般就労者数を、毎年度20人程度増やします。
 - 体験から雇用へつなぐ「障害者雇用促進事業」（新規）と、働き続けることを支援する「職場定着支援事業」（充実）を推進します。
- ② 区内の作業所等が請負業務などを共同で受注する体制づくりを行うことで、発注を増やし、作業所等の工賃を向上させます。
 - 共同受注体制を整備し、区内事業者等への発注の促進により、工賃アップを図ります。

ケアマネジメント…その人が望む社会生活を支援するため、社会生活上の意向・課題等を把握し、さまざまな社会資源に適切に結びつけていく手続き・手法のこと。

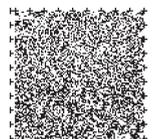
精神保健福祉士…精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けての支援活動などを行う専門資格

レスパイト…一時的な中断や休息のこと。

職場定着支援…障害者が企業などで働き続けるため、支援者（ジョブコーチ）を職場に派遣し相談や職場との調整などの必要な支援を行うこと。

工賃…福祉施設で働く施設利用者には、製品販売等の売上から支払われる金銭のこと。

グループホーム…障害者総合支援法に規定する「共同生活援助」サービスを提供する居住の場。共同で暮らし、世話人などが相談や食事、入浴等の援助・介護を行う。⇒詳細は資料編 57 ページ参照



2 分野別施策

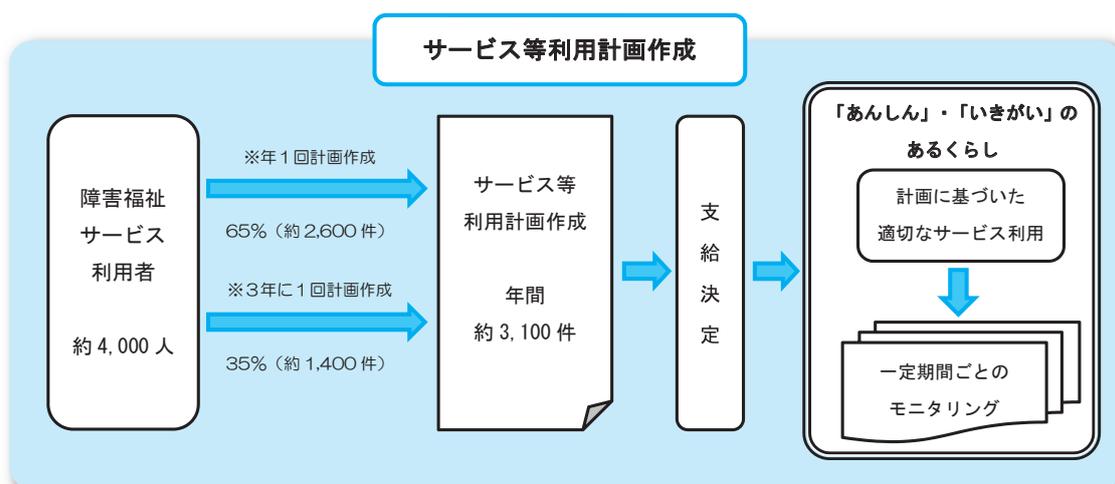
施策 1 ケアマネジメント体制の強化

めざす方向

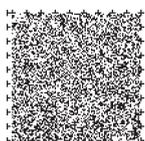
- 障害のある方の生活状況などに応じ、地域の「つながり」の中で「あんしん」して暮らし、「いきがい」をもてるよう、適切な障害福祉サービスなどが利用できるケアマネジメント体制を強化します。

現状と課題

- 平成24年4月の旧障害者自立支援法の改正により、障害のある方の個々の生活状況等を踏まえたケアマネジメントを進めるため、障害福祉サービスの利用にあたっては、「サービス等利用計画」を作成することが義務付けられました。障害者地域生活支援センターや民間の「計画相談支援」事業所において計画作成を進めてきましたが、全てのサービス利用者約4,000人に対し、「計画相談支援」事業所による計画作成を行う体制には至っていません。
- 障害福祉サービスの利用は着実に進んでいますが、医療や障害福祉サービスを利用していない方に対して、訪問による相談支援や各種福祉制度等の情報提供を充実することで、適切なサービス利用につなげていく必要があります。
- 高次脳機能障害や発達障害、難病を含め、それぞれの障害特性や多様なニーズに応じた相談支援が求められています。特に、成人期の発達障害への支援技術や社会資源が整っていないことから、相談支援に係わるさまざまな機関が連携し対応することが必要です。



※「サービス等利用計画」の作成頻度…利用する障害福祉サービス等の支給決定期間により異なる。「居宅介護」「短期入所」「就労移行支援」等は支給決定期間が1年のため、年1回計画を作成する。「生活介護」「共同生活援助」等は支給決定期間が3年のため、3年に1回計画を作成する。



主な取組

(1) 民間「計画相談支援」事業所の拡充 ⇒ 【重点施策】☆

障害福祉サービスを利用する障害のある方全員に、生活状況等に応じた適切な「サービス等利用計画」を作成できるよう、障害者地域生活支援センターの機能を充実するとともに、民間の「計画相談支援」事業所の増設とスキルアップに取り組みます。

(2) 訪問支援（アウトリーチ）事業の拡充 ⇒ 【重点施策】☆

保健相談所に「地域精神保健相談員」（精神保健福祉士）を配置し、医療や障害福祉サービスを受けていない精神障害者に対して、医師・保健師等とともに訪問支援（アウトリーチ）を実施し、精神障害者の地域生活継続を支援します。

(3) 情報発信の充実

障害のある方に、障害者福祉に係る各種制度やサービスの情報が届くよう、総合福祉事務所や保健相談所などにおいて、障害特性に応じ、わかりやすい方法で情報提供を行います。また、区ホームページや区公式ツイッター等を活用し、誰もが情報を利用しやすい環境づくりに取り組みます。

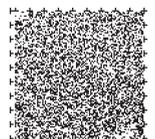
(4) 障害特性に応じた相談支援の充実

総合福祉事務所や保健相談所、障害者地域生活支援センター等における相談支援の専門性の向上を図るとともに、各機関が連携することでさまざまな相談支援のニーズに対応します。また、発達障害者支援に係るネットワーク会議を実施し、発達障害者支援の取組を強化します。

高次脳機能障害…脳卒中や交通事故などで脳が部分的に損傷を受け、言語・思考・記憶、学習等の面で起こる障害

発達障害…「自閉症」「アスペルガー症候群」「学習障害」「注意欠陥多動性障害」等の障害の総称。コミュニケーションに困難性を感じる人が多いなどの特徴がある。

難病…原因不明で治療法が確立しておらず、希少で長期の療養を必要とする疾病のこと。難病のうち151疾病（平成27年1月現在）が障害福祉サービスの対象となっている。



施策 2 暮らしを支える介護・援助の充実

めざす方向

- 多様な障害特性やライフステージに応じて、「あんしん」でき、「いきがい」につながる介護・援助のサービスを提供する事業所の整備を進めるとともに、事業所職員のさらなる支援力の向上に取り組みます。

現状と課題

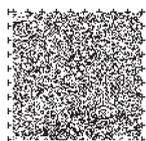
- 区内では、障害のある方やその家族、支援者などが設立した障害者団体や事業者の活動が活発に行われ、民間の障害福祉サービス事業所が多数設立・運営されています。
- 区は、「練馬区障害福祉サービス事業者連絡会」の運営支援等を通して、事業所等の活動を支援するとともに、23区初めての「練馬障害福祉人材育成・研修センター」事業の実施等により事業所職員の支援力の向上を図っています。
- また、民間福祉園の誘致、高次脳機能障害等の中途障害者支援事業の開始、区立しらゆり荘・大泉つつじ荘において「短期入所」事業の拡充などを進め、定員の拡大や支援の充実に努め、暮らしや日中活動を支える介護・援助のサービス提供体制が進みつつあります。
- しかし、重症心身障害児（者）のための医療的ケアに対応できる「短期入所」事業所が未整備であることや、しらゆり荘や大泉つつじ荘の「短期入所」は利用日数に限度があること、高次脳機能障害者等については対応できる事業所が限られているなどの課題があります。
- 今後とも、特別支援学校の卒業生等に対応できる、日中活動の提供場所の拡充が求められています。

【23区の日中活動系サービス定員】

(「生活介護」「機能訓練」「生活訓練」「就労移行」「就労継続A型」「就労継続B型」サービスの利用定員総数)

| | 練馬区 | 足立区 | 世田谷区 | 大田区 | 江戸川区 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 日中活動系サービス定員 | 1,987人 | 1,850人 | 1,706人 | 1,570人 | 1,533人 |

【出典】東京都「平成25年度未整備状況」
※利用定員の多い上位5区を掲載



主な取組

(1) 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業の実施 ⇒ 【重点施策】☆

訪問看護ステーション等の看護師が、医療的ケアを要する重症心身障害児(者)の自宅に出向き、家族が行っている医療的ケア等を一定時間代替し、家族の介護負担の軽減に取り組みます。

(2) 居宅生活を支えるサービスの充実

個々の障害特性やライフステージに応じて、必要な方に適切な「居宅介護」「重度訪問介護」等のサービスの給付を行い、在宅の障害のある方が日常生活や社会生活を送ることができるよう支援します。

(3) 日中活動を支えるサービスの確保

特別支援学校在籍生等の動向を踏まえて、「生活介護」「就労継続支援」などの日中活動を支える場の確保を推進します。

(4) 「短期入所」事業所の整備促進

中期的な介護負担の軽減に対応できる「短期入所」事業所を、他サービスとの併設を推進する等の方法により、整備を促進します。

(5) 介護・援助サービスの質の向上

事業所を対象として、介護・援助サービスの事業指定基準に則った運営や適正な給付等に関する集団指導等を実施し、適正な運営を促進します。

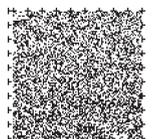
「練馬障害福祉人材育成・研修センター」事業において、高次脳機能障害等のさまざまな障害特性に応じた支援の講座を設定するなど、研修プログラムの充実を図り、事業所職員の障害理解の促進とスキルアップに取り組みます。また、「リーダー研修」の実施等に努め、次世代を担う中堅職員を育成します。

「練馬区障害福祉サービス事業者連絡会」…事業者が自らの視点で、課題等の情報交換や連携を行い、質の高いサービスの提供をめざすもの。192事業所加盟(27年2月現在)

「練馬障害福祉人材育成・研修センター」…障害福祉サービスの人材の育成と確保を促進し、質の高いサービスの安定的な提供を図ることを目的に、平成25年4月に開設

「短期入所」「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」…障害者総合支援法に規定する、障害のある方の在宅生活を支援する障害福祉サービス⇒詳細は資料編57ページ参照

「生活介護」「就労継続支援」…障害者総合支援法に規定する、障害のある方の日中活動の場を提供する障害福祉サービス⇒詳細は資料編57ページ参照



施策 3 住まいの場の拡充

めざす方向

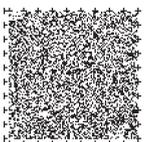
- 「いきがい」や「つながり」のある「住み慣れた地域での暮らし」を支援するため、「あんしん」できる住まいの場の確保に取り組みます。

現状と課題

- 区内民間グループホームは、年間約30室が増設され、整備は着実に進んでいます。その利用定員は、知的障害者178人、精神障害者165人（平成27年2月現在）となっており、特に、精神障害者のグループホームの定員数は、23区で最大となっています。
- 区立グループホームでは、しらゆり荘と大泉つつじ荘を整備し、日常生活や金銭管理等の訓練を行う通過的な施設として、独居生活や民間グループホームへの移行促進に取り組んでいます。
- 一方で、重度障害者対応のグループホームが未整備です。重度障害者については、親が高齢等で家庭での介護が難しくなった場合、その多くが入所施設を利用することとなります。また、施設入所者の約半数が都外の施設利用となっていることから、区内に重度障害者対応のグループホームを整備することが大きな課題となっています。
- 中軽度障害者対応のグループホームについては、地域での自立生活支援の観点から、引き続き整備を進める必要があります。
- 自宅などで暮らす障害のある方に対しては、必要な住宅改修について、引き続き支援する必要があります。
- 賃貸住宅の入居希望者については、保証人がいないなどの理由で住まい探しが円滑に進まない課題があります。また、近隣の方や家主と良好な関係を築くことが、地域生活の継続には重要となります。

【施設入所者の施設所在地】（平成26年3月31日現在）

| | 身体障害者 | 知的障害者 | 合計 |
|----------|-------|-------|------|
| 練馬区内 | 13人 | 53人 | 66人 |
| 東京都内（区外） | 27人 | 121人 | 148人 |
| 東京都外 | 45人 | 180人 | 225人 |
| 合計 | 85人 | 354人 | 439人 |



主な取組

(1) 重度障害者グループホームの整備 ⇒ 【重点施策】☆

公有地等を活用し、民間事業者に整備費補助の加算等を行うことで、重度障害者に対応したグループホームを整備します。

(2) 中軽度障害者グループホームの整備 ⇒ 【重点施策】☆

引き続き、民間事業者に整備費補助を行うことで、中軽度障害者に対応したグループホームを整備します。

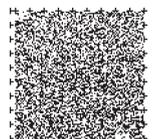
(3) 住宅のバリアフリー化

重度身体障害者の日常生活を容易にするため、自宅の改善工事に要する費用の一部を助成し、住宅のバリアフリー化を進めます。（住宅改修費助成）

(4) 住まいの相談等の充実

賃貸住宅の入居希望者が円滑に住居選びや継続して住まうことができるよう、暮らしの相談支援の充実に取り組みます。

住宅改修費助成…重度の身体障害者が日常生活を容易にすることを目的として、住宅の一部を改善するための費用を助成するもの。



施策4 障害児支援の充実

めざす方向

- こども発達支援センターを中核とし、保健相談所や学校教育支援センター、保育所や民間事業所等と「つながり」、障害の早期発見や早期療育を実現し、個々の障害の状態や特性に応じて「あんしん」できる支援を行います。

現状と課題

- 区では、平成25年1月にこども発達支援センターを開設し、保健相談所等とともに、発達に心配のある児童の早期発見と早期療育に取り組んでいます。
- しかし、発達上の課題により日常生活で困難を抱えていても相談につながりにくいこともあることから、発達障害についての正しい理解の周知に努め、早期の相談につなげることが必要です。
- 「放課後等デイサービス」などの障害児通所支援事業所は都内最大の設置数となっていますが、支援内容の充実や、肢体不自由児や重度障害児への対応が求められています。
- 教育現場では、特別支援学級の設置や学校生活支援員の配置などにより、発達に心配のある児童・生徒への支援体制の整備を進めてきました。
- 一方、東京都の「特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成23～28年度）」では、小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒に対する支援が示されており、学校教育における新たな対応が求められています。

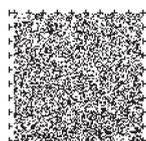
【通園・通学に際し充実してほしいこと】

(単位：%)

| 区 分 | 身体障害者 (n=128) | 知的障害者 (n=91) | 精神障害者 (n=28) |
|------------------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 通いやすくしてほしい | 29.7 | 35.2 (2位) | 32.1 (2位) |
| 施設・設備などを充実してほしい | 31.3 (3位) | 12.1 | 14.3 |
| 介助体制を充実してほしい | 24.2 | 12.1 | 10.7 |
| 先生・生徒の理解などが深まってほしい | 33.6 (2位) | 28.6 | 46.4 (1位) |
| 放課後の居場所づくりを充実してほしい | 29.7 | 35.2 (2位) | 21.4 |
| 夏休みなど長期休みの際の取組を充実してほしい | 35.2 (1位) | 60.4 (1位) | 28.6 (3位) |
| その他 | 10.9 | 13.2 | 17.9 |
| 特に困っていることはない | 18.8 | 13.2 | 28.6 (3位) |
| 無回答 | 3.1 | 2.2 | — |

※ベース：幼稚園や保育園、学校などに通っている人

【出典】「練馬区障害者基礎調査報告書（平成26年3月）」



主な取組

(1) 早期発見・早期療育の推進

保健相談所は乳幼児健康診査等を通して、疾病・障害の早期発見と早期対応に努めます。こども発達支援センターは、保健相談所等と連携し、発達に心配のある児童の相談や通所訓練事業、家族支援事業等を実施します。

(2) 障害理解の促進

こども発達支援センターは、区民向け講演会の開催等を通じ、児童の発達障害に関する特徴や支援への理解の促進を図ります。

(3) 障害児支援関係機関の連携の推進

こども発達支援センターは、保健相談所や学校教育支援センター、保育所・幼稚園等の関係機関と協力して、発達に心配のある児童の成長段階に応じた適切な支援を進めるため、「障害児発達支援連携会議」を開催し、情報共有や課題検討等を行います。

(4) 障害児通所支援事業所の支援

民間の「児童発達支援」「放課後等デイサービス」事業所が個々の児童の障害特性に応じた支援ができるよう、こども発達支援センターが中心となって、研修や事例検討、実習の受入れ等を行います。

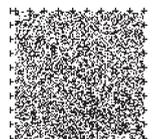
(5) 学校教育における障害児支援体制の整備

障害児がその特性に応じた教育を受けられるよう、幼稚園、小学校、中学校の教職員を対象とする専門性向上に向けた研修等を実施するとともに、個に応じた指導等により児童・生徒の力を伸ばします。

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」…児童福祉法に基づく障害児通所支援事業。「児童発達支援」は未就学児を、「放課後等デイサービス」は就学児を対象とする。⇒詳細は資料編 59 ページ参照

「特別支援教育推進計画第三次実施計画(平成23～28年度)」…これからの東京都における特別支援教育の方向性について、全都的な視点に立って展望を明らかにする総合的な計画

「障害児発達支援連携会議」…障害児の発達支援に関わる保健・福祉・保育・教育等の機関が、情報交換、課題検討および事例分析を行う。個々の児童の引継ぎを行う「個別会議」と、支援の実情や課題の情報共有等を行う「実務者会議」とからなる。



施策 5 障害者の就労を推進

めざす方向

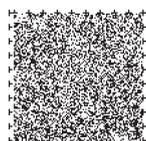
- 「働きたい」「働きたい」という希望に応え、「いきがい」のある生活を支援するため、雇用機会の拡充や就労支援のスキルアップ、作業所工賃の増額など、福祉分野と雇用分野の「つながり」を密にしながら障害者就労を推進します。

現状と課題

- 障害があることで、独力で就職活動を行うことが難しい方を支援するため、区では、練馬区障害者就労促進協会（通称レインボーワーク）を平成2年に設置し、平成16年には就労支援に特化した通所施設である区立貫井福祉工房を開設するなど、早期から就労支援に取り組んできました。
- レインボーワークが区の就労支援の中核的な役割を担い、また、「就労移行支援」事業所の整備が進んできた結果、障害のある方の就職者数は増加しています。特に、近年は精神障害者の就労者数の伸びが顕著ですが、職場定着のための支援が課題となっています。
- 一方で、発達障害や高次脳機能障害の方については、就労支援の手法が確立していないことなどから、就労意欲に十分応えきれていない状況です。
- 障害者雇用促進法の改正により、平成25年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられました。また、平成30年4月には新たに精神障害者が法定雇用率の算定対象に加わることになりました。これにより、雇用拡大の機運や就労意欲の増進が図られてきていることから、一層の就労支援の充実が必要です。
- 福祉的就労を担う「就労継続支援B型」区内事業所については、働いた対価である工賃の平均月額が東京都の平均を下回っていることから、工賃の増額にこれまで以上に取り組む必要があります。

【レインボーワーク・勤務先所在地内訳】（平成25年度実績）

| | 定着支援登録者勤務先 | | 新規就職者勤務先 | |
|-------|------------|------|----------|------|
| | 練馬区内 | 練馬区外 | 練馬区内 | 練馬区外 |
| 身体障害者 | 2人 | 9人 | 3人 | 4人 |
| 知的障害者 | 36人 | 205人 | 4人 | 11人 |
| 精神障害者 | 25人 | 95人 | 7人 | 37人 |
| 手帳なし | 0人 | 3人 | — | — |



主な取組

(1) 一般就労の促進 ⇒ 【重点施策】☆

レインボーワークや「就労移行支援」事業所などの福祉施設等からの就労者数を、毎年度20人程度増やし、5年後には年間200人程度が就労できるよう、啓発パンフレットの作成など、企業への雇用啓発事業の実施や職場体験等の拡充に取り組みます。また、「就労移行支援」事業所等のスキルアップのための支援を行います。

(2) 職場定着支援の充実 ⇒ 【重点施策】☆

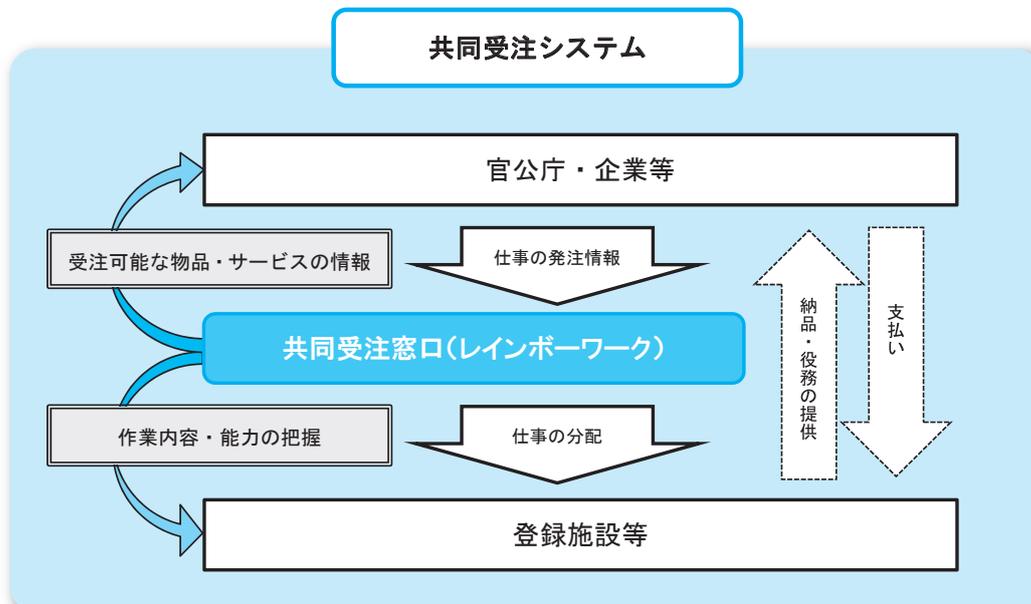
定期的な職場訪問による就労者の状況把握や対応、職場における障害理解の促進を図る職場定着支援の充実により、就労の継続を支援します。

(3) 障害特性に応じた支援の充実

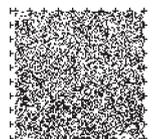
これまで就労支援の手法が確立していなかった発達障害や高次脳機能障害について、支援のポイントを示した就労支援マニュアルを作成し、「就労移行支援」事業所などにおいて活用を図ることで、障害特性に応じた支援の充実に取り組みます。

(4) 福祉的就労の充実 ⇒ 【重点施策】☆

区内の「就労継続支援B型」事業所等が請負業務などを共同で受注する体制づくりを行い、区内企業等からの発注を増やし、事業所利用者の工賃アップに取り組みます。



障害者雇用促進法…障害者の雇用の促進等に関する法律の略称。障害者の雇用義務等を規定
 法定雇用率…障害者雇用促進法に規定する、事業所規模に応じた障害者の雇用義務の割合。民間事業所では2.0%



施策6 社会参加の促進

めざす方向

- 障害のある方が、地域の中でさまざまな活動に親しみ、地域の「つながり」の中で「いきがい」のある自分らしい暮らしが送れるよう、社会参加を促進します。

現状と課題

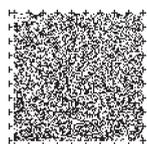
- 区では、障害のある方の社会参加や外出を支援するため、「同行援護」や「移動支援」事業の実施、「リフト付きタクシー」利用の助成などを行ってきました。また、「手話通訳者等派遣事業」や図書館の視覚障害者向け対面朗読によりコミュニケーションの支援を行っています。
- 手話講習会や点字教室、「地域福祉パワーアップカレッジねりま」の実施などにより、地域で福祉を担う人材の育成に取り組んでいます。
- 地域において文化芸術活動やスポーツに親しむことができるよう、「障害者ふれあい作品展」の開催、障害者青年学級の実施や体育館の温水プール障害者専用コースの実施などを行っています。より一層、スポーツ活動等への参加を促進するため、情報提供や指導者等の人材育成が必要です。
- 「障害者フェスティバル」や「ふれあいバザールねりま」などの交流事業や、講座・講習会などの啓発事業を行ってきました。また、福祉施設においても、イベントや製品販売などの機会を通じて、地域住民との交流を行っています。障害のある方の社会参加を促進するため、公的な事業の充実を図ることと合わせて、地域住民とふれあうことで、障害のある方もない方も自然な形で助け合い、一緒に活動できる状況を作っていくことが必要です。

「同行援護」「移動支援」…障害者総合支援法に基づく、移動のための支援。「同行援護」は重度視覚障害者を対象⇒詳細は資料編 57、58 ページ参照

「地域福祉パワーアップカレッジねりま」…地域福祉を担う人材の育成と育成した人材を活かす仕組みづくりをめざし、平成 19 年 10 月に開設。修学期間は 2 年

「ふれあいバザールねりま」…障害者自主製品展示販売会として、障害のある方が通所施設等で作った製品の販売や、施設・団体の紹介などを行う。区役所内で年 2 回開催

障害者青年学級…青少年館において、クラブ活動やスポーツ、レクリエーションなどを通じて、日常生活の充実をめざす学級



主な取組

(1) 社会参加の促進

外出やコミュニケーションの支援等を行う「同行援護」や「移動支援」、「手話通訳者等派遣事業」などの事業を実施し、社会参加を支援します。支援の提供にあたっては、障害特性に応じた対応を行います。

(2) 地域で福祉を担う人材の育成

手話講習会や「地域福祉パワーアップカレッジねりま」等の取組により、地域生活をさまざまな面で支えていく人材育成に取り組めます。

(3) 文化・スポーツ・生涯学習

地域でスポーツなどに親しむことができるよう、活動の場や機会の提供を行っていきます。また、情報提供の工夫や障害者スポーツ指導員の育成等を行うことで、より活動に参加しやすい体制づくりに取り組めます。

(4) 啓発・交流の推進

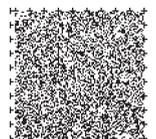
区報等の啓発記事掲載や、「ふれあいバザールねりま」等の交流事業を継続的に実施します。また、障害者団体や福祉施設等においても、積極的に練馬まつりなどの地域の催し物へ参加し、障害のある方の作った製品を販売するなど、地域交流を推進します。

【希望する活動に参加するために必要な支援】

(単位：%)

| 区 分 | 身体障害者 (n=558) | 知的障害者 (n=248) | 精神障害者 (n=434) | 難病患者 (n=346) | 施設入所者 (n=100) |
|--------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|------------------|
| 活動についての情報が提供されること | 32.1 (2位) | 27.4 | 34.3 (1位) | 28.3 (1位) | 18.0 |
| 一緒に行く仲間がいること | 26.7 | 30.6 | 28.8 (3位) | 21.7 | 21.0 |
| 活動する場所が近くにあること | 29.6 (3位) | 32.3 | 31.1 (2位) | 26.0 (3位) | 18.0 |
| 外出のための手段が確保されていること | 20.1 | 33.9 | 13.6 | 20.8 | 46.0 (2位) |
| 障害(精神疾患の症状/難病の方)にあった対応があること | 29.4 | 37.5 (3位) | 26.0 | 26.0 (3位) | 37.0 (3位) |
| 適切な指導者がいること | 21.3 | 42.3 (1位) | 27.0 | 14.2 | 29.0 |
| 障害のある人(精神疾患のある方/難病の方)に配慮した施設や設備があること | 32.3 (1位) | 23.4 | 26.5 | 28.3 (1位) | 27.0 |
| 介助者・援助者がいること | 22.6 | 39.9 (2位) | 19.8 | 15.6 | 57.0 (1位) |
| その他 | 1.4 | 3.6 | 4.6 | 3.5 | 4.0 |
| 特になし | 12.5 | 10.5 | 18.0 | 14.7 | 9.0 |
| 無回答 | 18.6 | 16.9 | 10.4 | 13.3 | 14.0 |

【出典】「練馬区障害者基礎調査報告書(平成26年3月)」



施策7 権利擁護の推進

めざす方向

- 障害を理由とする差別の解消等に取り組み、障害の有無によって分け隔てられることなく、地域の「つながり」の中で障害のある方が「あんしん」して暮らせるよう、権利擁護を進めます。

現状と課題

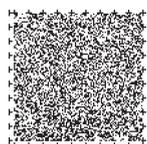
- 平成28年4月の障害者差別解消法施行に向け、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組む必要があります。
- 平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に基づき、区では、障害者虐待の防止や早期発見、迅速な対応・支援を行うため、障害者施策推進課に障害者虐待防止センター機能を整備するとともに、障害者虐待防止の周知や啓発に取り組んでいます。なお、同法は施行3年後の見直しが予定されています。
- 障害者虐待は、障害への理解不足や、家族の介護疲れ等により起こる場合があることから、区民や事業所職員を対象とする障害理解を深めるための取組や、家族の介護負担を解消するための支援が必要です。
- 区では、練馬区社会福祉協議会の権利擁護センター「ほっとサポートねりま」を成年後見制度推進機関と位置付け、成年後見制度の周知や普及、相談支援など、制度の活用につながるよう取り組みを進めています。しかし、成年後見人になっていない親族が本人に代わって金銭管理等を行い、成年後見制度の利用が進まない状況が見られます。
また、社会貢献として後見業務を担う意欲のある区民が、「社会貢献型後見人」（市民後見人）として活動できるよう、養成事業を実施しています。
- 「ほっとサポートねりま」において、成年後見制度を利用するまでには至らない障害のある方などを対象に「地域福祉権利擁護事業」を実施し、適切な保健福祉サービスの選択と利用手続き、利用料の支払いなどの日常的な金銭管理などについて支援しており、年々利用者が増加しています。

.....
障害者虐待防止センター機能…虐待通報の受付や虐待防止のための相談、指導・助言等を行うこと。

権利擁護センター「ほっとサポートねりま」…成年後見制度の周知や普及、相談活動を行う練馬区の成年後見制度推進機関

成年後見制度…障害・高齢などの理由で判断能力が不十分な方を保護し、支援するため、財産管理や利用契約等を代行する制度

「社会貢献型後見人」（市民後見人）…弁護士や司法書士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に着けた良質な第三者後見人



主な取組

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法施行に向け、国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を踏まえ、「合理的配慮」の具体的な考え方について留意しながら、広報・啓発活動等に取り組み、障害を理由とする差別の解消を推進していきます。

(2) 障害者虐待防止の推進

区民や事業所職員を対象に、障害者虐待防止をテーマにした研修を実施するとともに、平成27年の障害者虐待防止法見直しを踏まえたパンフレットを作成・配布します。

また、総合福祉事務所や保健相談所において、障害のある方のご家族の介護負担の軽減という観点も踏まえ、丁寧に相談にあたります。

(3) 障害理解の促進

「練馬障害福祉人材育成・研修センター」事業において、事業所を対象とする障害理解のための研修プログラムの充実を図るとともに、区民を対象とする啓発研修の中に「マイフレンド講座」を新設し、障害理解を深めるための取組を充実させます。

(4) 成年後見制度の普及

障害者本人に代わって金銭管理等を行っている親族に対して、成年後見制度の正しい理解や制度の利点を説明する機会を設け、親族が後見人となることを支援していきます。

あわせて「社会貢献型後見人」の養成から活用に向けた取り組みや支援体制の充実に取り組みます。

【成年後見制度を利用しない理由】

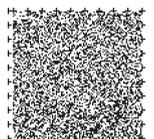
(単位：%)

| 区 分 | 身体障害者 (n=155) | 知的障害者 (n=28) | 精神障害者 (n=148) | 難病患者 (n=135) | 施設入所者 (n=9) |
|--------------------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|----------------|
| 手続きが複雑である | 7.1 (3位) | 10.7 | 10.1 (3位) | 8.9 (3位) | 11.1 |
| 費用負担が大きい | 5.8 | 21.4 (2位) | 5.4 | 6.7 | 33.3 (1位) |
| 後見人が選任されるまでに時間がかかる | 1.3 | 10.7 | 3.4 | 4.4 | 11.1 |
| 制度のしくみがよくわからない | 20.0 (2位) | 17.9 (3位) | 27.7 (2位) | 20.0 (2位) | 22.2 (3位) |
| その他 | 9.0 | 10.7 | 10.1 | 6.7 | 22.2 |
| 必要がない | 61.3 (1位) | 50.0 (1位) | 54.7 (1位) | 65.9 (1位) | 33.3 (1位) |
| 無回答 | 4.5 | 10.7 | 2.7 | 3.7 | 11.1 |

※ベース：成年後見制度の利用意向なし

【出典】「練馬区障害者基礎調査報告書（平成26年3月）」

合理的配慮…障害者権利条約第2条に「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。



施策8 安全・安心な暮らしの支援

めざす方向

- 障害のある方も地域の「つながり」の中で、災害や犯罪から身を守り、安全で「あんしん」な暮らしができるよう、支援していきます。

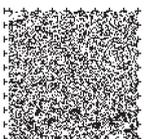
現状と課題

- 災害時要援護者対策については、障害のある方や高齢者など災害時に自力での避難が困難な方に対し、災害時要援護者名簿の登録を勧奨するとともに、名簿を各避難拠点（区立小中学校99校）に配備し、そこに集結した民生・児童委員や区民防災組織等の協力による安否確認を行う仕組みを構築しました。今後も、名簿への登録を勧奨するとともに、未登録で支援が必要な方に対する支援体制を構築することが求められています。
- また、区内37か所の障害・高齢福祉施設等を福祉避難所に位置付け、形態食や発電機等の備蓄物品を配備するとともに、避難所の開設訓練を実施しています。今後、さらに福祉避難所として指定する施設を増やすとともに、受入れ体制の整備が必要になっています。
- 外出時や災害時等に手助けを求めるためのツールとして、「ヘルプカード」を作成し、平成26年7月から、総合福祉事務所や保健相談所などで配布するとともに、区民等への周知を図っています。
- 情報や社会的な経験不足等から、消費者トラブル等に巻き込まれる恐れがあることから、適切な情報提供や、トラブルの早期発見・早期対応が求められています。
- 駅や道路、公園、建物等のバリアフリー化を着実に進めていますが、ハード面の整備に加え、情報のバリアフリー化やともに理解を深める「気づき」を広げていくなど、ソフト面の取り組みをさらに進める必要があります。

【最寄りの避難拠点の認知度】障害者基礎調査報告書の比較（単位：％）

| 回 答 | | 知っている | 知らない |
|-------|-------------|-------|------|
| 身体障害者 | 今回（n=558） | 75.6 | 16.5 |
| | 前回（n=2,064） | 67.6 | 24.3 |
| 知的障害者 | 今回（n=248） | 58.9 | 32.3 |
| | 前回（n=350） | 54.3 | 42.0 |
| 精神障害者 | 今回（n=434） | 70.5 | 23.7 |
| | 前回（n=311） | 50.5 | 45.0 |

※今回：平成26年3月 前回：平成23年1月



主な取組

(1) 防災対策の推進

災害時要援護者名簿に未登録で支援が必要な方に対する支援体制を構築します。

また、福祉施設等を福祉避難所として新たに指定するとともに、福祉避難所に無線機を配備し情報連絡体制を強化するなど、円滑な運営体制づくりを進めます。

(2) 防犯対策の推進

障害のある方の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、消費者トラブルに合わないための講座・講習会を実施します。

また、様々な機会を捉えて、「ヘルプカード」の普及と、区民等への周知・啓発を行い、安心な暮らしを支援します。

(3) 福祉のまちづくりの推進

区立施設の整備・改修時等に、設計段階で障害のある方や高齢者、子育て層など多様な区民の視点を取り入れ、建物のユニバーサルデザインを一層進めていきます。

また、地域全体で、人々の多様性を認識し、社会のバリアに気付き、立場の違う方の状況を共感的に理解できるよう、福祉のまちづくりを担う人材の育成を進めます。

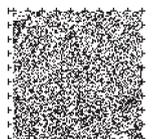
災害時要援護者名簿…大規模な地震等の災害において、障害や高齢等を理由に、自力で避難することが困難な方を対象としている。区は本人の同意を得て、名簿登録を行う。名簿は、平常時から民生・児童委員等に提供するとともに、避難拠点にも配備し、災害時の安否確認活動に活用する。

形態食…食べる機能が未発達なため嚙む力や飲み込む力が弱く、食事をそのままのかたちで食べられない人に、もっとも適した状態で食事を提供すること。

発電機…人工呼吸器等の機器を作動させる電源確保のために配備

「ヘルプカード」…障害のある方が、災害時や緊急時、または日常で困りごとが起こった時に、周りの方へ手助けや配慮が必要であることを伝えるためのもの。東京都の標準様式に基づき作成しており、広域的な利用が可能

ユニバーサルデザイン…あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人びとが利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方



施策 9 保健・医療体制の充実

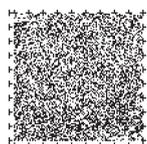
めざす方向

- 障害のある方が、身近な地域の「つながり」の中で、保健・医療サービスを「あんしん」して受けることができるよう、支援の充実に取り組みます。

現状と課題

- うつ病等の精神疾患は年々増加しており、区内の自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成 21 年度末 8,604 人、平成 25 年度末 10,228 人と、この 5 年間で 2 割増加しています。
- 区では、精神疾患患者に対し、保健相談所の保健師による訪問・電話相談等を通じ、早期発見と早期治療に結びつけるよう努めています。
- 医療中断や未受診など、治療につながらない精神疾患患者に対しては、医師・保健師等による訪問支援（アウトリーチ）体制の更なる充実が求められています。
- 入院医療から地域生活中心へと、精神疾患患者の退院促進が進められており、保健相談所や病院、障害者地域生活支援センター、民間事業所等が連携して、退院促進や退院後の地域生活の支援に努めています。
- 難病患者等については、平成 24 年の旧障害者自立支援法等の改正によって、障害福祉サービスの対象になりました。さらに、平成 27 年 1 月の難病医療法等により、医療費助成制度の変更や対象者の拡大が行われました。これらの十分な周知が必要です。
- 練馬つつじ歯科診療所（区役所東庁舎 3 階）において、一般の歯科診療では治療が困難な障害のある方に対して、歯科診療等を実施しています。しかし、「障害のために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」など、障害に関係する要因等により、身近な地域で医療を受ける際に負担を感じている方や家族もいます。

「地域精神保健福祉関係者連絡会」…地域で障害者の生活を支援する関係者のネットワーク会議体。保健相談所を中心に区内 4 地域に分かれて開催している。区内・近隣地区の精神病院、障害者地域生活支援センター、民間事業所等の実務担当者が、情報交換や学習会を通して交流し、連携・協力を深めている。



主な取組

(1) 精神障害者支援の充実

保健相談所に「地域精神保健相談員」（精神保健福祉士）を配置し、医療や障害福祉サービスを受けていない精神障害者に対して、医師・保健師等とともに訪問支援（アウトリーチ）を実施し、地域生活継続を支援します。

また、障害のある方の家族等を精神障害者相談員として新規に配置し、家族の立場から相談を受けられるようにします。

(2) 地域移行支援の充実

「地域精神保健福祉関係者連絡会」等を通じ、保健相談所や障害者地域生活支援センター、病院、民間事業所等が連携して精神疾患患者の退院を促進し、相談支援を通じて地域生活に必要な情報を周知するとともに、「居宅介護」など障害福祉サービスの利用を進め、退院後の生活を支援します。

(3) 難病患者等の支援

保健師等が家庭訪問や来所・電話相談を行い、療養支援を行います。また、各種医療費助成制度の十分な周知や説明、申請相談に努め、必要とする方が利用できるよう支援していきます。

(4) 受診しやすい環境づくり

医療関係者に対して、障害の特性について広く普及啓発し、理解を深められるよう努めていくとともに、関係者向けに研修を実施するなど、障害のある方が身近な地域で適切な医療を受診しやすいよう取り組んでいきます。

【健康管理や医療で困ったことや不便に感じたこと】（複数回答）

（単位：％）

| 区 分 | 身体 (n=558) | 知的 (n=248) | 精神 (n=434) | 難病 (n=332) |
|-------------------------------|------------|------------|------------|------------|
| 特に困っていることはない | 46.4 (1位) | 41.9 (1位) | 41.5 (1位) | 44.4 (1位) |
| 近所に診てくれる医師がいない | 8.1 | 7.7 | 12.0 | 14.0 (3位) |
| 専門的な治療を行う医療機関がない | 5.7 | 10.9 (3位) | 7.4 | 11.2 |
| 通院や健康診査のときに付き添いがいない | 2.7 | 1.6 | 5.8 | 3.1 |
| 往診を頼める医者がいない | 7.5 | 4.8 | 5.5 | 5.0 |
| 定期的に健康診査を受けられない | 1.6 | 1.2 | 4.4 | 1.9 |
| 医療機関とのコミュニケーションがとれない | 3.4 | 7.7 | 7.8 | 3.4 |
| 障害のために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない | 4.1 | 13.7 (2位) | 8.5 | 5.9 |
| 受診手続きなど、障害のある人への配慮が不十分 | 6.6 | 6.0 | 7.6 | 6.2 |
| 医療機関の建物が障害のある人に配慮した構造になっていない | 5.9 | 1.2 | 5.3 | 4.3 |
| 医療費の負担が大きい | 11.3 (3位) | 7.7 | 16.1 (2位) | 19.3 (2位) |
| 休日・夜間の相談や治療をしてくれる医療機関が少ない | 12.0 (2位) | 10.1 | 14.3 (3位) | 11.2 |
| その他 | 5.9 | 8.9 | 10.4 | 9.0 |
| 無回答 | 15.4 | 14.5 | 11.5 | 9.3 |

【出典】「練馬区障害者基礎調査報告書（平成26年3月）」

